

テロ対策のいま

衆議院法制局参与 雨宮 由卓



はじめに

後藤健二さんがイスラム国を名乗る過激派組織に殺害されたと日本時間の2月1日に報道されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

安倍首相は1日、関係閣僚会議において「非道、卑劣極まりないテロ行為に強い怒りを覚える。許しがたい暴挙を断固、非難する」と述べるとともに、「テロリストたちを絶対に許さない。その罪を償わせるため国際社会と連携していく」と安倍首相自らが加筆して語ったとも伝えられています。安倍首相の並ならぬ決意を感じます。

安倍首相の真意は分かりませんが、しかしながら、筆者はある種の不安を禁じえません。読者のみなさんはいかがでしょうか。このことは後述します。

日本政府は、まずは後藤さんの救出にどのように対応したのでしょうか。

日本政府はどこまで動けたか

イスラム国（ISIS）が湯川さん、後藤さんを入質にとり、身代金2億ドルを要求してきたのは今年の1月20日

でした。法外の身代金要求でしたが、日本政府は、なかなか動けなかったと思われます。というのは、アメリカはこの手の要求には断固応じません。それは身代金が武器購入に充てられてしまい、結局はそれによって多くの人が被害を被るからです。

これに対して、日本政府の対応はどうであったかといいますと、過去においてはダッカ日航機ハイジャック事件に見られるように、人質の生命安全を最優先に考えてきました。しかしながら、今回は動きが取れなかったように見えます。

筆者の推測ですが、アメリカ政府から圧力がかけられたかどうかはともかく、日本政府としては、少なくとも同盟国のアメリカのスタンスと異なった手法は取りづらかったと思われる。さらに、イスラム国が最終的に要求したのは、ヨルダン政府が拘束していたサジダ・リシャウイ死刑囚との人質交換でしたので、日本政府としては主體的に交渉することはできず、ヨルダン政府に委ねるしか方法はなかったと思われます。

※ダッカ日航機ハイジャック事件

1977年（昭和52年）9月、日本赤軍がパリ発東京行きの日航機をハイジャックし、服役や勾留されていた日本赤軍数名と乗客百数十名との人質交換及び身代金600万ドルを要求した事件。当時の総理が「一人の生命は地球より重い」と超法規的措置で日本赤軍数名の釈放と身代金600万ドルを支払った。この後、日本政府は、各国から「日本は製品の輸出だけでなくテロも輸出している」と非難された。

沖縄返還前の首相発言におけるアメリカの圧力

筆者には気になることがありました。それは、この事件が表面化する直前の1月15日に公開された外務省の記録で明らかにされたものですが、1965年（昭和45年）沖縄で行った演説について、アメリカ側が事前に「沖縄の軍事基地の重要性について総理が強調されることを期待する」と指摘し、日本側が一旦は拒むものの、結局「極東における平和と安定のために沖縄が果たしている役割は極めて重要」と盛り込

まれた経緯が記録されています。

筆者が気になったのは、日本が太平洋戦争に敗れ、事実上アメリカに占領され、サンフランシスコ講和条約によって再び独立国になって十数年が経過したというのに、アメリカ側が相変わらず我が国の代表者たる首相の発言に干渉してくる状況に不安を覚えました。その後、今回の事件が起こり、アメリカの対応について、重ね合わせてしまったのです。

中東諸国の複雑な関係

アメリカ軍がイラクを占領したのは2003年（平成15年）5月、ブッシュ政権の時です。イラクのフセイン政権を倒しました。アメリカ軍がイラクを撤退したのは2011年（平成23年）12月、オバマ大統領の時です。当時は未だイラクの政権が安定していないにもかかわらずというところでしょうか。一方、アラブの春の動きに呼応してシリア政府と反政府勢力が武力衝突したのが2011年1月です。アメリカが軍事介入したイラクは不安定になり、また、シリアでもアサド

政権が弱体化しました。この機に乗じて、イスラム国が台頭してきたのですが、台頭の素地がここ等辺にあるように思えます。

トルコはイスラム国と戦う有志連合の一員ですが、イスラム国の戦闘員がトルコを経由して容易にシリアに入ることができることから、トルコはイスラム国に対して強硬でないように見受けられます。

一方で、シリアのアサド政権は潰れていません。有志連合がイスラム国を叩こうとすれば、それはシリアのアサド政権を利することになります。痛しかゆしの状態です。

外国人の入国審査

アメリカは、2001年（平成13年）9月11日に起こったアルカイダによる同時多発テロに即応しました。2007年（平成17年）8月に家族でボストンに観光旅行した時でした。往きはデトロイトで入国審査を受けたのですが、入念に審査されました。その時指紋も採取されました。私だけでなく、家族も他の人も同様です。アメ

リカに入国してくる外国人を、特にテ

ロリストを水際で排除するため徹底的に厳格に審査するためです。逆にアメリカ出国の時は簡単だった記憶があります。

おかげで、ボストン行きの乗り継ぎ便の出発が迫っており、だっ広い空港施設の中を端から端まで走った苦い経験があります。

その後、我が国では、2007年（平成19年）11月から、上陸審査時に16歳以上の外国人（特別永住者等を除く）に対する指紋等の個人識別情報の提供を義務付けました。

しかしながら、これだけではテロを未然に防げないと思います。現在では、次に述べるようなホームグロウン・テロリストの脅威があるからです。

ホームグロウン・テロリストの脅威

「ホームグロウン・テロリスト」とは、一般的には、欧米諸国に居住する者で、「アルカイダ」などの唱える主義主張に感化されて過激化し、居住国でテロを行う者をいいます（公安調査庁の資

料より）。

例えば、2004年（平成16年）11月、オランダでイスラム教に批判的な映画を作成した映画監督が殺害され、同国人ら9人が逮捕された事件、2005年（平成17年）7月のロンドン地下鉄同時爆破テロ事件や2013年（平成25年）4月のボストンマラソン爆弾テロ事件があります。最近では、フランスのシャルリエブド社が預言者ムハンマドのわいせつな風刺画を掲載したとして銃撃された事件がありました。

これらの事件は、捜査当局からマークされていない者によつて引き起こされたため、未然の防止には限界があります。今後は、紛争が起きている危険な国や地域に行かなくても、我が国内のどんな所でもテロの起こる可能性がありそうです。読者のみなさんはその点についていかがお思いですか。

日本政府としては、空港や鉄道などの交通機関や電力施設、在日米軍や自衛隊施設の警備強化も探るとしています。また、原子力関連施設では自動小銃等を装備した対策部隊が24時間体制で警戒に当たっており、さらなる増員



を検討すると報道されています。

筆者としては、しかしながら、ホームグロウン・テロが起こった欧米諸国の社会情勢をみると、それらの国では移民政策を取っていて、自国民と移民との間で差別や格差があったのではな

そうなる、我が国ではどうかとい

ますと、例えば、進学や就職に失敗し、あるいは貧困に苦しんでいる社会的弱者が不満のはけ口としてとんでもない行動を起こすかもしれないが、欧米諸国よりホームグロウン・テロの可能性は低いとみています。

国に対する共感を生んだとみています。

日本海側の原子力発電所

原子力発電所はなぜ海岸沿いに建設されるのでしょうか。我が国は有数の地震大国です。原子力発電所を保有している国の中で、地震が頻発する国は我が国以外そう多くはないとみています。我が国では、地震＝津波の危険から逃れるため、内陸部に作ればよいと思われませんが、必ず海水か淡水がふんだんに取り入れられる場所に設置しなければなりません。読者のみなさんへご承知と思われまます。原子炉で水を水蒸気に変え、高圧の水蒸気でタービンを回し、その後、その水蒸気を海水や淡水で冷却して水に戻し、そしてまた原子炉でと循環させます。したがって、海水又は淡水は冷却用に必要なのです。ただし、海水や淡水は原子炉に直接接触れないので、元に戻しても問題はありませぬ。原子力発電大国のフランスでは、臨海部の他にロワール川やローヌ川の流域に原子力発電所を設置しています。でも、フランスではほとんど地震がありません。

一方、地震大国の我が国も原子力発電を政策として推進してきているので、

今後は安全策を徹底されることを望みます。ちよつと心配なのは日本海側にも多数の原子力発電所が設置されることです。どこかの国とは言いませぬが、もし、我が国と戦争状態になったらと考えるだけで身の毛がよだちます。テロ対策に万全を期してもらいたいです。

防衛駐在官の増置

筆者が以前オーストラリアに出張したとき、在オーストラリア大使館付防衛駐在官と知り合う機会を得ました。各国に派遣されている防衛駐在官は自衛官の中でもエリートです。

予算の関係で、ヨルダンには防衛駐在官が置かれていなかったようですが、今後政府は、防衛駐在官の増置に動くようです。

防衛駐在官の主な任務ですが、在外公館においてその国の軍事や安全保障に関する情報収集や制服組との交流等に任務とする日本の外交官です。

その手法は、初めは当たり障りのない付き合いですが、だんだんに気が置

けなくなると、家族ぐるみの付き合いまで発展するそうです。お互い祖国の指令には忠実ですが、一方で、同じ釜の飯を食う連帯感から、命令違反にならない程度にお互い情報提供がされるそうです。読者のみなさんは、たかだか防衛駐在官の陣容を増やしたからといってそれほど効果は期待できないと思われの方がいらつしやると思います

が、筆者はそうは思いません。今回はヨルダン政府だけの交渉ルー

トしかなかつたことを考えると、今後は制服組のルート構築し、複数の情報ルートを確立する必要があると思われまます。

マネーロンダリング防止

ところで、最近、銀行の窓口に行くとき、やたらと待たされたり、行員から身分を明らかにする証明書の提示を求められた方はいらつしやいませんか。ATM機をできるだけ利用させて行員の人件費の切りつめていくことは分か

りますが、それだけでしょいか。実は、テロ資金対策の強化の一環と思われまます。テロ資金供与防止条

約及び国際連合安全保障理事会決議1373を受けて、金融機関による顧客の本人確認の法律が出来ました。テロ対策のためと思ひ、煩雑だと思わず協力しましょう。

サーバーテロ対策

筆者はクレジットカードを持った当初、使うにも躊躇していません。今や銀行に行けば、預金の出し入れはATM機がほとんどです。しかしながら、その際、できる限り記帳するようにしています。そういえば、いつ頃からか、株を購入しても株券は発行されません。インターネット上で残高を確認するだけ

です。時々不安になります。もし、サーバー攻撃にあつて、自分の財産を全部取られてしまつたらどうしようかと。銀行や証券会社ですから、万全のセキュリティ対策は打つてあると思うのですが…。そういうえば、不動産登記も電子化されました。こちらは、権利証なるものは未だ紙ベースですが…。

ところで、ITの急速な発展と普及に伴い、ITは生活のあらゆる部分に浸透し、いまや社会基盤として必要不

可欠のものとなっています。ITの重要性が増す反面、ITに障害が起きた場合には、国民生活や経済活動へ大きな打撃を与える可能性があります。さらに近年、官公庁や企業からの情報漏れが発生しており、サイバーセキュリティの確保が、喫緊の課題となっています。

このような状況において、2014年（平成26年）11月、サイバーセキュリティ基本法が成立しました。同法に基づき、2015年1月、内閣に「サイバーセキュリティ戦略本部」が設置され、同時に、内閣官房に「内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）」が設置されました。

※ NISC: National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity

現在、NISCは約80人の体制ですが、年内に100人以上になる予定です。自衛隊のサイバー防衛隊（防衛省・自衛隊に対するサイバー攻撃に対処する）の約90人を加えると、200人弱の体制になると紹介されています。また、NISCの権限は各省庁に対する

勧告権です。NISCの職員の半分は関係省庁からの出向ですが、情報技術に精通した技術者を民間公募し、いわゆるホワイトハッカー（正義のハッカー）といえる優秀な人材を5年の任期付きで採用しようとしています。

※この体制以外に、警察では、サイバーテロ事案発生の未然防止、事案発生時の被害拡大防止及び事件検挙を目的に、警察庁と各管区警察局に所属する技術系職員の中から高度な技術を有する者を選抜の上、機動的技術部隊としてサイバーフォースを創設して24時間体制でサイバーテロの予兆の把握、事案の早期認知に努めているほか、警察庁にサイバーテロ対策推進室を、全国の都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトを設置し、様々なサイバーテロ対策を推進しています。

森林法の改正

最後に、テロ対策ではないのですが、関連するものとして、かつて、筆者が農林水産関係の調査事務を担当していた時に、水資源が外国資本に買収されていて、それを抑止するために、森林

法の改正を行ったことを紹介します。日本に住んでいると、水道の蛇口を捻れば水がすぐに出てきたり、四季を通じて雨が降るなど、日本人は水について有難味が薄いのではないのでしょうか。さらに少子化の日本では考えにくいのですが、世界人口は増え続けていきます。当然将来、食糧難と水不足が表面化します。

西欧や産油国、中国等は世界の農地を積極的に買い求め、支配下に置こうとしています。サウジアラビアはインドネシア等に160万haを、中国はコロンゴに280万haを傘下にしました（2010年1月東京財団の資料）。

我が国の場合は、森林や水資源を含んだ山林原野がターゲットにされました。特に、民有地の場合、国内産木材の長らくの低価格や森林の管理の大変さに、手放す方がいました。

さらに、我が国の私的土地所有権は、諸外国に比べて大変強い権利です。民法は、「私権は、公共の福祉に適合しなければならぬ」と規定されているものの、公共事業における土地収用が進まないことを想像していただければ、

容易にお分かりになると思われます。この点、諸外国では制限がかかります。フランスでは、公共機関による先買権の強化や公的機関の土地収用権も強いのです。お隣韓国でも、外国人土地法に基づき申告又は許可制を取っています。中国はもちろん土地所有権は原則、国家に帰属します。

そうした中、外国資本による森林の買収が進んでいる状況下でどのように規制していくか議論が起こり、「一定の民有林について、新たに森林の土地所有者となった者は、市町村の長の旨を届け出なければならぬ」と規定することとなりました（平成24年4月施行）。

今後は対馬など国境に接している所には外国資本が入らないよう公共の福祉のため土地の売買など私権を制限しても良いのではないかと思います。因みに、韓国では、外国人が韓国内の軍事施設その他の軍事目的上必要な島嶼の土地を所有する場合には許可が必要です。■